２８文科初第１２６１号
平成２８年１２月２１日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各　都　道　府　県　知　事
附属学校を置く各国立大学法人学長　殿
構造改革特別区域法第１２条第１項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
藤　　原

（印影印刷）

「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応の推進について
（通知）

学校の管理下において死亡事故等が発生した場合の対応に関しては、平成28年３月31日付け27文科初第1785号「「学校事故対応に関する指針」の公表について（通知）」（以下、「平成28年３月31日付け通知」という。）により、「学校事故対応に関する指針」（以下「指針」という。）に基づく速やかな調査・検証等の実施をお願いしてきたところです。

指針に基づく調査・検証の主たる目的は、同様の事故の再発を防止することや被害児童生徒等の保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えることであり、学校、学校の設置者及び地方公共団体の担当部局においては、この趣旨に沿った適切な対応が求められます。

指針公表後半年以上が経過し、多くの学校及び学校の設置者等においては、既に適切な対応がなされていることと思いますが、未だ一部の学校及び学校の設置者等において、指針の趣旨・内容に関する認識が十分でないと思われる例が見受けられます。事故発生後に適切な対応を行うため、学校、学校の設置者及び地方公共団体の担当部局において、指針に関する理解を一層深めていただく必要があります。

貴職におかれては、各都道府県・指定都市教育委員会教育長にあっては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事にあっては学校法人に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、下記の事項とともに平成28年３月31日付け通知の内容を改めて周知いただくとともに、域内の学校及び学校の設置者において下記の事項を踏まえた適切な対応が行われるよう御指導いただくようお願いします。

記

1　基本調査のすみやかな実施及び保護者への丁寧な説明について

岩手県
28.12.28
法学第　　号

指針中の「３－１（１）調査の目的」に記載の通り、指針に基づく調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、

①日頃の安全管理の在り方等、事故の原因と考えられることを広く集めて検証し、今後の事故防止に生かすことと、

②被害児童生徒等の保護者や児童生徒等及びその保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えること

が主たる目的である。このため、学校は、事故発生後すみやかに基本調査を行うとともに、その結果及び経過について被害児童生徒等の保護者(以下「保護者」という。)等に十分な説明を行うことが必要であること。

また、事故発生後は、保護者の心情に配慮しながら、丁寧なコミュニケーションを心がけ、保護者との継続的な関係性を構築することが重要であること。

2　保護者の意向を十分に踏まえた詳細調査の実施について

詳細調査の実施は、学校の設置者が判断するものであるが、学校の設置者が事実究明に消極的であるなどの疑念を抱かれぬよう、詳細調査の実施に係る保護者の意向を丁寧に確認して判断することが重要であること。

また、詳細調査は、高い専門性と公平性・中立性が求められることから、学識経験者や医師、弁護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成される調査委員会を設置して行うことが求められるが、調査委員の選任に当たっては、学校の設置者による恣意的な選任との疑念を抱かれぬよう、できる限り保護者と合意しておくことが必要であること。

このほかにも、調査の目的・目標、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、保護者に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等、詳細調査を行ううえでの基本的事項については、学校の設置者のみで判断するのではなく、できる限り保護者と合意しておくことが必要であること。

さらに、詳細調査の開始後も、必要に応じて、保護者との意見交換の機会を設け、保護者の意見を十分に聴取しながら、調査を進めること。

3　都道府県教育委員会等の指導・助言及び国への報告について

学校及び学校の設置者における対応が不十分であると考えられる場合には、都道府県教育委員会又は私立学校担当部局等は、指導・助言を行うことにより、適切な対応を促す必要があること。

また、都道府県・指定都市教育委員会又は私立学校担当部局等は、学校及び学校の設置者による事故報告を徹底させるとともに、学校の管理下における死亡事故が発生した場合には、すみやかに国まで一報を行うこと。

＜添付資料＞

○「学校事故対応に関する指針」の公表について（通知）（平成28年3月31日付け27文科初第1785号初等中等教育局長通知）

○学校事故対応に関する指針に基づく事故発生後の取組の流れ

【本件連絡先】
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課学校安全係
TEL：03-6734-2917　／　FAX：03-6734-3794
E-mail：anzen@mext.go.jp

写

別添１

２７文科初第１７８５号
平成２８年３月３１日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長　殿
構造改革特別区域法第１２条第１項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
小松　親次郎
（印影印刷）

「学校事故対応に関する指針」の公表について（通知）

学校においては、児童生徒等の安全の確保が保障されることが最優先されるべき不可欠の前提です。

しかし、学校の管理下における様々な事故や不審者による児童生徒等の切りつけ事件、自然災害に起因する死亡事故など、全国の学校においては、重大事件・事故災害が依然として発生しています。

文部科学省では、学校における事故の発生を未然に防ぐとともに、学校の管理下で発生した事故に対し、学校及び学校の設置者が適切な対応を図るため、平成２６年度から「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議を設置し、検討を行ってきましたが、今般、「学校事故対応に関する指針」が別添のとおり取りまとめられました。

各学校及び学校の設置者等においては、下記の点に留意の上、危機管理マニュアルの見直し・改善を図り、事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生時の適切な対応が行われるようにするための、事故対応に関する共通理解と体制整備の促進をお願いします。

貴職におかれては、指針の内容及び下記を踏まえ、域内の学校及び学校の設置者において適切な事故対応が行われるよう御指導いただくとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあっては所管の学校並びに域内の市区町村長及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、周知を図るようお願いします。

また、本指針については、文部科学省のホームページにも掲載する予定です。
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289303.htm

記

1　事故発生の未然防止のための取組

（1）学校は、教職員が事故等の発生を未然に防ぎ、万一事故が発生しても児童生徒等の安全を確保できるよう、教職員の研修の充実を図ること。併せて児童生徒等の安全教育の充実を図ること。さらに、学校保健安全法第２７条及び学校保健安全法施行規則第２８条に基づき、安全点検を計画的に実施し、必要なマニュアルの見直し及び整備を図ること。マニュアルの見直しの際には、文部科学省ポータルサイト「文部科学省×安全教育」を活用し、情報収集に努めること。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）の「学校事故事例検索データベース」等を活用し、事故事例の収集を行うとともに、ヒヤリハット事例についても教職員間で共有し、事故の未然防止に努めること。学校の設置者、都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課（以下「都道府県等担当課」という。）においても、学校事故の事例や傾向を提供し、事故の未然防止のための取組に係る支援・助言を行うこと。

（2）学校は、緊急対応のための役割分担表の作成等、組織的な危機対応が行えるよう体制整備を図ること。その際、事故発生時に管理職が不在の場合でも組織的な対応が行えるように留意すること。また、学校外での活動の際の対応や休日における連絡体制等についても整備すること。

（3）学校は、地域学校安全委員会等の機会を通じて日頃より、家庭、地域、関係機関等との連携を図るようにすること。

2　事故発生後の取組

（1）事故発生直後の取組

ア　事故発生時にはまず事故にあった児童生徒等の生命と健康を優先し、応急手当を実施すること。被害児童生徒等の保護者へ、事故の発生状況に係る第一報を可能な限り速やかに実施すること。

イ　学校は、死亡事故及び治療に要する期間が３０日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故（事故発生時点においては治療に要する期間が未確定の場合であっても３０日以上となる可能性が高いと学校が判断したもの及び意識不明の事故を含み、治療に要する期間が３０日以上かかる場合でも骨折や捻挫等の事案は事故の発生状況等により報告の有無を判断）の場合は、学校の設置者等に報告を行うこと。

なお、公立学校の設置者は報告を受けた事故情報について、当該地方公共団体の長にも必要に応じて情報提供を行うこと。

ウ　死亡事故については国に報告を行うこと。

（国の報告先）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課学校安全係
電話：03-5253-4111(内線 2917)
ＦＡＸ：03-6734-3794
E-mail：anzen@mext.go.jp

（2）基本調査

ア　基本調査は、学校の管理下で発生した死亡事故及び（1）のイの報告対象となる死亡以外の事故のうち、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、学校の設置者が必要と判断した事故について、調査対象となる事案の発生後速やかに学校がその時点で持っている情報等を整理するものであり、学校の設置者等の指導・助言の下、学校が実施すること。その際、学校の求めに応じて学校の設置者等は人的支援を行うように努めること。原則として3日以内を目途に、関係する全教職員からの聴き取り調査を行うとともに、心のケアに留意しながら、必要に応じて、事故現場に居合わせた児童生徒等の聴き取り調査を行うこと。

イ　基本調査の経過及び整理した情報については適切に被害児童生徒等の保護者に説明することとし、最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行うこと。

ウ　詳細調査への移行の判断は、被害児童生徒等の保護者の意向に十分配慮した上で学校の設置者が行うこと。その際少なくとも次の場合には詳細調査に移行すること。

・教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
・被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
・その他必要な場合

（3）詳細調査

ア　詳細調査は、公立学校及び国立学校においては特別の事情がない限りは学校の設置者が、私立学校及び株式会社立学校においては、学校の設置者が行うものではあるが、学校法人の求めに応じ、必要と認められる際には都道府県等担当課が、中立的な外部専門家が参画した調査委員会を設置して行うこと。詳細調査の経過については、適宜適切に被害児童生徒等の保護者に情報提供すること。

イ　詳細調査の報告書については調査の実施主体である学校の設置者等が公表すること。その際に、調査委員会又は学校の設置者は被害児童生徒等の保護者に調査結果の説明を行うこと。

ウ　調査結果の報告については国にも提出すること。

（4）再発防止策

学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、同地域の学校や教職員間等で報告書の内容について共通理解を図るとともに、速やかに具体的な措置を講ずること。講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価すること。

国においては、提出された報告書を基に情報を蓄積し、教訓とすべき点を整理した上で、学校、学校の設置者及び都道府県担当課に周知するので、類似の事故の発生防止に役立てること。

3　被害児童生徒等の保護者への支援

被害児童生徒等の保護者への対応においては、学校の窓口を一本化し、学校と被害児童生徒等の保護者間の連絡を円滑に行えるように留意すること。学校の設置者等は、必要と認められる場合には、双方にコミュニケーションを取ることができ、中立の立場で現場対応を支援するコーディネーター（事故対応の知見を有する都道府県又は市区町村の職員、学識経験者等）を派遣することも考えられること。

４　他の指針との関係について

以下に示す案件については、個別の案件の実情に応じた既存の指針等が整備されていることから、当該事案が発生した際には、第一義的には、以下の指針等に基づいた対応を行うこととし、当該指針等に記載のない対応については、本指針を参考とすること。

（１）幼稚園及び認定こども園における事故

○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
（平成２８年３月　内閣府・文部科学省・厚生労働省）

※　子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」を受けない幼稚園は本ガイドラインの対象には含まれないが、本ガイドラインも参考にしつつ適切な対応が行われること。

（２）児童生徒の自殺

○子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）
（平成２６年７月　文部科学省）

○いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）※いじめが背景に疑われる場合

（３）学校給食における食物アレルギー事故

○学校給食における食物アレルギー対応指針
（平成２７年３月　文部科学省）

【本件連絡先】
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校安全係
電話：03-5253-4111(内線 2917)
ＦＡＸ：03-6734-3794
E-mail：anzen@mext.go.jp

別添２

「学校事故対応に関する指針」に基づく取組の流れ

未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有（情報の集約・周知）
- 緊急時対応に関する体制整備

事　故　発　生

事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については、都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査（教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から３日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告）

学校の設置者による詳細調査への移行の判断

詳細調査の実施

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明（調査の経過についても適宜適切に報告）
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知

※　必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができるコーディネーターを配置